

## ご あ い さ つ

我が国の人口は、平成17年に減少局面に入り、少子化問題は、社会経済の根幹を揺るがしかねない、待ったなしの課題となっています。子どもは社会の希望であり、未来の力です。次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもが健やかに育つことができる社会の実現のために、総合的な少子化対策に取り組んでいく必要があります。

平成17年4月に施行された次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）のもとで、国や自治体では次世代育成支援対策に集中的・計画的に取り組んできました。

しかしながら、例えば「親の働く状況の違いによって、等しく幼児期の学校教育・保育を受けることができない。」「核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での孤立化・子育て力の低下が生じている。」「保育所に入れない待機児童が多く存在している。」というように、子ども・子育てを取り巻く環境には様々な課題が依然として残っています。

これらの喫緊の課題を解決するため国では、平成24年8月、子ども・子育て関連3法が成立し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量的拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタートします。

また、10年間の時限立法の次世代法についても、仕事と子育ての両立支援などこれまでの取り組みの総括が行われ、子どもが健やかに育つ環境をさらに改善し、充実させることが引き続き必要であると認められ、同法の有効期限を平成37年3月31日まで10年間延長することとなりました。

これを受けて本市においても、これまでの東大阪市次世代育成支援行動計画を見直し、「第2次東大阪市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定しました。本計画は、「すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪」を基本理念とし、地域の子育て支援や教育環境の充実を図り、子どものすこやかな成長と発達支援、子育て家庭の生活環境の整備を推進する方向をお示しするものです。

子育てに喜びを感じ、子どもを慈しみ、いとおしく思う心を育てる。子どもの健やかな成長は、誰もが抱く願いです。本市では、安心して出産、子育てができる環境を整備することにより、子どもを育てる喜びが実感でき、すべての子どもの権利を尊重するとともに、健やかな成長と生きる力や夢を育むことができるまちを目指します。

結びに、本計画の策定にあたり精力的にご審議いただきました委員の皆様をはじめ、子育て関係にご尽力いただいている市民の方々に心から感謝を申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

東大阪市長 野田 義和

